

（介護予防）認知症対応型通所介護 体制加算等届出添付書類

【提出期限】

加算算定月の前月 15 日まで（15 日が休庁日の場合は直前の開庁日まで）【必着】

※書類の届出が締切日を過ぎた場合、翌々月以降の算定開始になります。

【体制届に必要な書類】

1. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）
2. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1－3－2）
3. 添付書類（下記の添付書類一覧に記載されている書類を添付してください。）

介護給付費算定に係る体制等	添付書類
高齢者虐待防止措置実施の有無	・ 添付書類なし ※届出がない場合は減算とみなします。
業務継続計画策定の有無	・ 添付書類なし ※届出がない場合は減算とみなします。
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	・ 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式 ・ 利用延人員数計算シート
時間延長サービス体制	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※延長時に対応できる職員がわかるようにしてください。 ・ 運営規程 ※延長サービス対応時間をサービス提供時間の項目に記載してください。
入浴介助加算 （Ⅰ）・（Ⅱ）	・ 研修の実施計画（任意様式）
生活機能向上連携加算 （Ⅰ）・（Ⅱ）	・ 添付書類なし
個別機能訓練加算	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格者証の写し ※はり師・きゅう師は一定の実務経験を有する者に限る。 ※加算Ⅱの場合は、LIFE を「あり」にしてください。
ADL 維持等加算〔申出〕の有無	・ 添付書類なし ※LIFE を「あり」にしてください。
若年性認知症利用者受入加算	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※若年性認知症利用者に対応する職員がわかるようにしてください。

栄養アセスメント・栄養改善加算	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・資格者証の写し（管理栄養士） ※栄養アセスメント加算の場合は、LIFE を「あり」にしてください。
口腔機能向上加算	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・資格者証の写し（言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員） ※加算Ⅱの場合は、LIFE を「あり」にしてください。
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）	・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－３） ・有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）
科学的介護推進体制加算	・添付書類なし ※LIFE を「あり」にしてください。
介護職員等処遇改善加算	・処遇改善計画書 ※算定しようとする月の前々月の末日までに提出してください。 ※詳細については、別途ホームページをご確認ください。

※ 必要な添付書類については、今後添付書類の追加をお願いすることがあります。